

## 令和6年2月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和6年2月7日（金） 午後1時30分～午後2時59分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

### 4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第1号 富士宮市スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

第4 議第2号 富士宮市立富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について

第5 議第3号 令和5年度2月補正予算について

第6 議第4号 令和6年度当初予算について

第7 富士宮市立学校のあり方に関する提言書について

第8 学校と地域の実情に応じた富士宮市コミュニティ・スクールに関する提言書について

### 5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・静岡県教育長会の報告

1点目は、令和6年度の人事異動の重点について報告します。持続可能で組織的な学校づくりというテーマで、令和6年度の人事異動が行われます。日程としては、内々示、教育委員会から校長本人に転出することが伝えられるのが3月7日です。それから、内示、転出校がどこになるか伝えられるのが3月14日です。それから、新聞発表されるのが3月22日の朝刊になります。また、ウェブでの発表が3月21日の15時ですので、それ以降に知ることができます。

管理職登用について、校長登用が6名です。昇任の方が2名、新任で事務局から来る方が2名、名簿登載が2名ということで、年度途中で校長先生に不慮の事故等があった場合や、再来年度に校長になることが確定している方が2名、計6名の方が校長登用の試験に合格をしました。次に、教頭登用は7名です。昇任の方が3名、新任の方が2名、名簿登載が2名です。今までの中で、1つの市で名簿登載が校長2名、教頭2名というのは非常に多いです。今年の管理職登用を受けた方は将来期待できる方だと感じました。

・インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染状況

次に、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の状況について報告します。全体的に平行線をたどっている状況です。インフルエンザは、B型にほとんど移行しましたが、感染者数は増えていません。このまま平行線か、徐々に数が減っていけば、3月の公立高校の受験も大きな混乱もなく迎えられると考えています。また、私立高校の受験は混乱なく迎えたと学校から報告を受けてい

ます。

あわせて、新型コロナウイルスの感染者数が少し多くなっていますが、学校では感染症対策をしっかり行っているのので、爆発的に増えたという報告は今のところありません。学級閉鎖等をして、その都度対応しています。福祉企画課が出している感染症発生動向を見ますと、富士宮市、富士市の富士保健所管内では、最も感染者数が多いのが新型コロナウイルス感染症で 373 件、次に、インフルエンザで 263 件ですから、インフルエンザよりも新型コロナウイルスのほうが流行しているような状況です。

#### ・ウェルビーイングをテーマとした研究指定校の指定

3 点目に、こどものウェルビーイング、学校のウェルビーイングについてです。文部科学省が策定した第 4 期教育振興基本計画の中でウェルビーイングという言葉を取り上げ、それを核にして心の健康や知、徳、体の徳の部分について進めていくということで、それに併せて富士宮市でも来年度の研究指定校として東小学校と大富士中学校に指定をすることにいたしました。

東小学校では、コミュニティ・スクールがスタートしますので、学校のウェルビーイングについて、大富士中では生徒指導上の問題も落ち着き、学校が安定した状態ですので、こどものウェルビーイングについて指定いたしました。ウェルビーイングという考え方が、SDGs の目標 3 に出てくる言葉で、日本語訳は全ての人に健康と福祉をとということで、ウェルビーイングを福祉と訳していますが、文部科学省の教育振興基本計画の中での取り上げ方は意味合いが少し異なります。研究指定校にはその辺りをご確認いただいて、来年度の進捗状況を学校訪問等により、確認していきたいと考えています。

#### ・教育委員報告

令和 5 年度市町新任教育委員研修会を 1 月 30 日に掛川市にあります静岡県総合教育センターあすなろで開催しました。新任教育委員 24 人にお集まりいただきました。研修第一部で、地方教育行政制度とその関連諸法について、県教委の教育総務課の勤務条件・監察班長に講演を行っていただきました。出席者のアンケートからは、非常に分かりやすく、自分の立ち位置がよく分かったという内容やこういったことをもっと早く、教育委員になる前に勉強する機会があればよかった、3 年間教育委員を務めてきて、自分が考えていたことが間違っていなかったので安心したといったような感想がありました。大変有意義な内容でした。

研修第二部では、静岡県における教育の現状と課題ということで、県教委の義務教育課の指導監に講演を行っていただきました。多岐にわたる課題について非常にコンパクトにまとめていただきまして、アンケートでも現状の課題について理解をすることができたという内容やもやもやしているものがはっきりしたという感想もありました。一方、もっと詳しく説明をしてほしかったとか、具体的に取り組んでいる事例などについて知りたかったという感想もございました。

その後、施設見学を行って、閉会したのですが、全体的な感想としては、この 4 年間は、コロナによる中止やオンラインでの開催のみでしたので、対面でやって非常によかったということもありますし、他市町の教育委員と意見交換をする場がほしかったという要望が多かったものですから、これについては、今後、検討していきたいと考えております。

それから、施設見学では、最新の情報機器を確認する機会がありました。その中で、学校のホワイトボードではなく、緑の黒板がそのまま電子化されたデジタル機器がありました。チョークを持

たずに、指でチョークと同じような書き方ができたり、文字を消す際は自分の手で黒板消しのように手を動かすと文字が消えるなど、なかなか臨場感のあるものがありました。非常に金額が高いということもありますが、昔の板書のイメージをデジタルでどこまで追求すべきなのかということについて必ずしもその方法でなくてもいいのかなとは感じました。それについて、アンケートでは、先進的なデジタル機器をぜひ使ってみたいという意見もありました。

以上が、参加した方々のアンケートも含めた報告となりますが、私も久しぶりに研修を受けまして、気づいた点がございます。研修第一部と第二部がありましたが、研修第一部はコンパクトにまとまって非常によかったのですが、制度が変わってきた中で、教育長と教育委員長との関係などについて、理解せずに教育委員になった方が多かったと感じました。私自身もそうでしたが、今回、ポイントを絞って話していただいたため、歴史の中で制度が変わってきたということを理解できて、非常によかったと感じました。

研修第二部では、不登校やいじめ、働き方改革、部活動の地域移行、コミュニティ・スクールのように様々なテーマがある中で、私が驚いたことは、学校と教職員というテーマの中で指導や支援についてという項目がありました。その中で、学校の先生が子どもたちに教えないということを大事にしているという話に驚きました。それは、答えに誘導しない、あるいは教え過ぎずに、子どもの発想と解決力をつけるということで、学校の先生が中心となって教え込むというイメージはよろしくないということを言っているのだろうと思いました。何度か話の中で、教えないことを旨とするとか、教えないことをテーマとして取り組んでいるという話がありました。これについて、新任教育委員の皆さんがどういうふう感じたのか、次の機会にぜひ皆さんに聞いてみたいと思いました。

それから、コミュニティ・スクールについて、学校は独自の立場で管理、運営していくのではなく、地域と一体となった教育が子どもにとって最適な選択肢だということを強調されたのが印象的でした。

### 第3 議第1号 富士宮市スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

(教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

初めに、「日程第3、議第1号 富士宮市スポーツ広場条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(スポーツ振興課)

それでは、議第1号 富士宮市スポーツ広場条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本改正は、外神スポーツ広場照明設置工事に伴い、使用料を変更することから上程させていただくものであります。

内容は、別紙のとおりとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 1 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 1 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 2 号 富士宮市立富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 2 号 富士宮市立富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第 2 号 富士宮市立富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について説明申し上げます。

本案は令和 5 年 6 月 22 日に締結し、同年 11 月 27 日に変更した請負契約となります。今回耐震補強材を設置するための工事範囲が拡大したことなどに伴う増額により、契約の金額、変更前 2 億 4,575 万 1,000 円から変更後 2 億 4,745 万 6,000 円と 170 万 5,000 円の増額変更となります。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 2 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 2 号は原案のとおり可決されました。

## 第 5 議第 3 号 令和 5 年度 2 月補正予算について

(教育長)

次に、「日程第 5、議第 3 号 令和 5 年度 2 月補正予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第 3 号 令和 5 年度 2 月補正予算について説明申し上げます。

令和 5 年度 2 月補正予算教育委員会分を御確認ください。初めに、歳入です。

2 億 4,993 万円の減額補正です。補正後の合計額は 15 億 5,411 万 2,000 円となります。

次に、歳出となります。2 億 8,755 万 5,000 円の減額補正となり、補正後の合計額は 56 億 7,283 万 9,000 円となります。2 月補正予算は、年度末の予算の執行及び収入状況から、決算の見込みに合わせた補正が主なものとなります。

それでは、各課別に主な内容について説明をいたします。

はじめに、教育総務課です。歳入、19 款繰入金 2,935 万円の減額及び 22 款市債 1 億 7,350 万円の減額は、入札に伴う工事請負費の減に対応するものです。

歳出、小学校費 3,472 万 2,000 円、中学校費 1 億 6,844 万 2,000 円の減額は、主に入札に伴う工事請負費の減によるものとなります。

次に、学校教育課です。歳入、17 款財産収入 778 万 1,000 円の減額は、校務用パソコンなどの廃棄台数の減少によるものとなります。

歳出、小学校費 1,233 万 9,000 円の減額及び中学校費 764 万 8,000 円の減額は、主にデジタル教科書の入札差金及び校務用パソコン等の廃棄台数の減少によるものです。

次に、社会教育課です。歳出、社会教育費 1,142 万 5,000 円の増額は、主に公民館の電気代や修繕料となります。

続いて、文化課です。歳入、国庫支出金 3,992 万円の減額は、国庫補助金の採択結果に伴う減となります。

歳出、社会教育費 8,224 万 2,000 円の減額は、主に国庫補助金の採択結果を受けた文化財整備の内容の変更及び市民文化会館のリニューアルに係る実施設計の入札に伴う減となります。

次に、スポーツ振興課です。歳出、保健体育費 779 万 3,000 円の増額は、主に光熱費等の負担軽減のための指定管理者への補填によるものです。

次に、学校給食センターです。歳出、教育総務費 522 万円の増額は、調理機器や施設の修繕料であります。

次に、中央図書館です。歳出、社会教育費 573 万 1,000 円の減額は、中央図書館及び西富士図書館の長寿命化工事の入札に伴う工事請負費の減によるものです。

最後に、繰越明許費及び債務負担行為につきましては、お手元の資料にて御確認をお願いいたします。

なお、各課の 2 月補正の集計は、資料を御参照ください。

以上、議第3号 令和5年度2月補正予算についての概要であります。よろしく願いをいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

繰越明許費についてです。バリアフリー化の基礎調査で590万円余が翌年の繰越しになっていますけれども、これが全額繰越しかどうかは1点目です。

それから、債務負担の補正ですが、2つ目の文化会館の管理委託料について、約半額が債務負担の補正となっています。これは文化会館のリニューアルに関わっての管理費の執行がこのような形になっているということでしょうか。その2点をお願いします。

(文化課)

まず、繰越明許費については全額を繰り越します。

2点目です。市民文化会館の管理委託料につきましては、来年度から改修工事が始まりますので、施設管理の分が大幅に減少いたします。代わりにアウトリーチといたしまして、文化会館以外の会場でのいろいろ行う事業のサポートをやるという、差引きでこの5,900万円ということになっております。

(教育委員)

補正の関係ですが、文化会館の委託料について、改修に伴って他の施設などを利用するための予算として債務負担を計上しているということなのですか。

(文化課)

他の施設を利用するということではございません。文化会館が様々なところへ出張して事業を行います。例えば学校などに出張して行うための費用になります。

(教育委員)

当該年度の支出額が1億円強で、それから翌年度が約6,000万円ということですが、この配分は当初から考えていた配分なのですか。

(文化課)

1億52万円につきましては、今年度まで5年間の指定管理の中で決められていたものです。来年度の分につきましては、これは指定管理の契約期間を1年延長いたしまして、その間、指定管理の施設管理が減った分、減額します。逆にアウトリーチ事業という言い方をしておりますけれども、出張しての事業が増えますので、その差引きでこの金額になっております。

(教育長)

ほかにありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 3 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 3 号は原案のとおり可決されました。

第 6 議第 4 号 令和 6 年度当初予算について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 4 号 令和 6 年度当初予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第 4 号 令和 6 年度当初予算について、総括的にその概要を説明申し上げます。

令和 6 年度当初予算を御確認ください。最初に、一般会計全般についてであります。歳入歳出予算の規模は 527 億円で、前年度の当初予算と比較すると 41 億 7,000 万円の増額、8.6%の増となりました。

次に、教育費の歳出につきましては、10 款となります。83 億 8,086 万 2,000 円で、前年度の当初予算と比較しますと 19 億 2,331 万 5,000 円の増額、29.8%の増となります。この増額の主なものとしては、工事に関わるものとして、学校では東小学校、芝川中学校の校舎、富士見小学校の屋内運動場の改築工事、また市民文化会館のリニューアル工事などが挙げられます。また、一般会計当初予算に占める教育費の割合は 15.9%で、前年度より 2.6 ポイントの増となります。

なお、資料の令和 6 年度当初予算比較表にて教育委員会各課の内訳などを記載しております。

あわせて、令和 6 年度の主要事業の一覧を掲載しております。

以上が、本予算の概要であります。詳細につきましては、議案及び資料にて御理解をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

説明の中にございでしたが、教育費が市全体の予算からすると非常に大きく伸びているということでした。詳しい内容を見ますと、先ほど話が出ましたが、教育総務課の予算が大幅に伸びています。昨年よりも 80%伸びているということです。これは、芝川中や東小、富士見小のような学校関

係の建設費が伸びたということで、これはもともとの計画の中で定められたものですので、特別の理由があって今年だけ金額が伸びているということではないと承知しますが、その確認をお願いします。

もう一点は、社会教育課の 61.4%の伸び、つまり 1 億 5,500 万円の内訳は何だったのでしょうか。

もう一点は、文化課の予算増について、文化会館のリニューアルに係る 1 億 3,500 万円だと承知しますが、それでよろしいでしょうか。

最後に、主要事業の概要の事業名を見ていきますと、埋蔵文化財分析調査の下に(仮称)郷土史博物館事業 363 万円の計上がされています。これは、文化財の保存方法などの調査検討ということですが、郷土史博物館に関する新年度予算については基本的に計上しないという議会での対応だったと思いますし、また、そのように報道されていると記憶していましたが、これについて、どういう位置づけなのかを教えてください。

#### (教育総務課)

東小、芝川中学校をはじめとした校舎の改築ですけれども、こちらは従前から子どもたちの安心、安全を図る耐震補強工事や改築ということで元々予定をしていた事業ですので、令和 6 年度、このような形で上げさせていただいております。

#### (社会教育課)

社会教育課の 61%の前年度比ですけれども、主なものとしましては、公民館維持管理事業としまして、公民館の屋根の屋外外壁工事等の整備工事などが 1 億 3,700 万円ほど入っておりますので、それが伸びた要因でございます。

#### (文化課)

まず、全体の 1 億 3,561 万 8,000 円の伸びにつきましては、主なものはおっしゃったとおり、文化会館のリニューアルの関係です。

2 点目ですが、郷土史博物館に関する事業の中で来年度の予算として計上してあります文化財の保存方法等の調査検討ということがございますけれども、郷土史博物館につきましては一旦足踏みをしているという状況の中で、埋蔵文化財センターに主なものを収蔵しております。もう一つは、芝川会館にも収蔵しておりますが、必ずしも環境として適切ではありません。特に、埋蔵文化財センターにつきましては、浸水想定区域の中にあつて、これは至急動かさなければいけないということで、こういった保管方法、保管場所等の候補があるかということ进行调查するものでございます。博物館との直接の関係というところだと、緊急避難で取りあえず埋蔵文化財センターについては移したいということで調査を行うものでございます。

#### (教育委員)

教育総務課の話は分かりました。

それから、社会教育課については、これは西公民館のことでよろしいですね。

また、文化課の話の中で、リニューアルについては分かりましたが、2 点目の話で、埋蔵文化財の分析調査の項目の中にある分類として、(仮称)郷土史博物館があるというわけではないのですか。

(文化課)

埋蔵文化財の分析につきましては、市史編さん事業の中の項目ということになります。

(教育委員)

分かりました。その上で、(仮称)郷土史博物館事業という事業名を立てていることに疑問を覚えます。これは、議会答弁も踏まえた市の方針とすると、(仮称)郷土史博物館事業については、新年度の当初予算を計上しないと認識しています。ただし、部長答弁でも、その中においても緊急性を必要とする埋蔵文化財などについて放置することはできないので、その手当てとして、必要な予算は確保するというようなことをおっしゃっていたのではないかと理解しています。

(文化課)

緊急で対応しなければならない埋蔵文化財センターの件については予算計上をしております。

(教育委員)

そのように理解した上で、なおかつ事業名にこれを使ったことについて部長に伺います。あえて郷土史博物館事業の名称を使う必要がないと思いますがいかがでしょうか。

(教育部長)

(仮称)郷土史博物館事業の名称を使った理由についてご説明いたします。郷土史博物館に関わるものとして、これまでも博物館が必要な理由として、我々の持っている文化財の保管場所がないことも大きな一つの要因だということでお話ししていますので、博物館の中として取りあえず文化財をどこに置いたらいいかということで動いています。そのため、今回この博物館の事業がないとそのような議論にもなっていなかったものですから、博物館の中で事業を組み立てさせていただきました。

(教育委員)

少なくとも市長部局との話の中では、この名称で予算取りは着々と進んでいることと思います。今後、議会の中でこの予算書を見たときに、360万円という額ですが、それを新規に上げることについて従前の答弁と違っているのではないかというような質問が出る可能性があると思いますが、そういったときにもしっかりと説明ができるということで理解すればいいですか。

(教育部長)

市長部局との調整ということで、当然、博物館に関しては市全体の大きな事業なので、企画部局も入った中でこういう形でいこうということで進めています。内容としても、先日の答弁のように博物館の事業として必要なものはやらなければいけないというのが念頭にありながらの答弁でしたので、問題ないと考えます。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。ほかにありますか。

(教育委員)

埋蔵文化財センターの今後の計画としては何かありますか。

(文化課)

いくつか従前からここに移せないかという検討をした経緯がございますので、それらを再度検討する形です。ただ、博物館という形で整備するというので進めておりましたので、もう一度検討し直しというような形にはなりません。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第4号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は終了しました。

## 第7 富士宮市立学校のあり方に関する提言書について

(教育長)

次に、「日程第7、富士宮市立学校のあり方に関する提言書について」、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課)

それでは、富士宮市立学校のあり方に関する提言書について説明申し上げます。

本件は、富士宮市立学校のあり方検討委員会から全5回の会議を経て、富士宮市立学校のあり方に関する提言書が1月22日に提出されましたので、教育委員会に報告をするものです。

それでは、富士宮市立学校のあり方に関する提言書を御覧ください。提言書では、1、望ましい学校の規模について、2、望ましい学校の配置について、3、適正化を進めるに当たり配慮する事項について提言をいただきました。主な内容といたしましては、小中学校ともに1学年2学級以上とし、1学級当たりの人数は35人を基本とすること。また、複式学級については可能な限り解消するよう努めることとなっております。詳細につきましては、提言書を御確認ください。

次に、富士宮市立学校のあり方に関する今後の予定を御覧ください。今後、適正規模、適正配置

に関する基本方針の原案を事務局で作成し、その内容について2月臨時会及び3月定例会で御協議いただきます。その後、パブリックコメントを経て、4月定例会において基本方針の議決をいただく予定でございます。また、令和6年度は、市内4地区に地区検討委員会を設置し、基本方針や児童生徒数の推移について説明していく予定です。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明は終わりました。この際、御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

事前に頂いた資料を読ませていただきました。コンパクトにまとまったいい資料だと思いました。その中で、要望になりますが、教育委員会の役割としてこのあり方検討委員会との関係は随時意見聴取、審議するというのを教育委員会の立場というふうに、令和5年から令和8年度にかけて担保されていたわけです。各委員会が終わったときに、提示した資料はぜひ早く出していただきたいと思います。非常にいい資料で、必ずしもあり方検討委員会に利用するだけではなく、富士宮市の子どもたちの状況などを理解するときに非常に分かりやすい資料です。こういったものがなぜ定例会に出されてこなかったのかが非常に残念です。これから、来年度に2回開催されるということですから、時間をかけて作成した資料は、定例会にぜひ提供いただきたいと思います。

当然、あり方検討委員会に対して審議する立場で読むということも当然ですが、そのほかに教育委員として知りたいことが非常によく書かれていまして、例えば、富士宮市の児童生徒数の推移ですとか、部活動の外部指導者の状況、特別支援教育の取組などこういったものがまとまっていれば、ぜひともそれは定例会にお示しいただいて、今後の定例会の推進に資するものとしていただきたいと思います。

それから、学校のあり方について、今後の予定については非常にしっかり作られていて、少しタイトだなと感じますが、忙しい中で皆さんの努力で進めていく必要があるだろうと思います。

同様に県内他市の先行事例があります。これについても、これから私たちが議論する上で、非常に重要なことだと思いますので、2月の臨時会における協議は、先ほどから要望している資料についても提出されるものと期待しています。

それから、国の手引きについてです。あり方検討委員会では報告がされているようですが、これについても定例会でぜひ御説明いただきたいと思います。

また、あり方検討委員会の中で、委員の方々が真摯に議論をしていただいた中、よく意見がまとまっていますので、大変参考になりました。特に、適正な学校の規模について、他市町が効率よく統廃合を進めていく中で、富士宮市だけ小規模校が点在している状況になると、県がいつまで人員配置をしてくれるのか不安があるという意見がありますが、他市との比較、特に隣接する富士市の進捗状況と富士宮市の進捗状況などについて、特に検討が必要ではないかという意見を述べていらっしやっていて、大変参考になりました。今後、協議する中で、それについても発言をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(教育委員)

資料の中に、「きめ細やかな」という表現があるのですが、きめは細かいのであって、細やかでは

ないので、そういった気になる表現が見受けられるので、そういった表現についてもいま一度精査していただいて、資料として扱っていただけるとよいなと思いました。

また、学校のあり方が、後ほど説明があるコミュニティ・スクールと切っても切り離せないものであるということで、部活動も同様です。市が子育てしやすい、そして、富士宮市においては中身が非常に充実したよい教育をしてくださっていると私は思っています。先般、富士山学習の発表会に出席させていただきましたが、本当に子どもたちが自分の住む地域や環境について、各教科との関わりで学んだものを生かしながら発信していき、本当に生き生きとしていたものですから、1点は保護者だけでなく、子育て世代から離れてしまった地域の皆さんにもっと聞いていただいたら、本当にすばらしい教育が互いになし得るのだと感じました。それは結局、学校のあり方にも関わってきて、本当に地域の中核となる学校であり教育であるということを形にしていくものだと感じましたので、一層充実して、皆さんの御意見を当然入れながら、学校は第一にこどもの教育の場であるということを考えて、私たちが同じ目標に向かって進んでいけるとよいなと思いました。

(教育委員)

提言書を読ませていただく中で、教職員への負担や指導の関係、それとやはり最終的には地域との連携をうまく取るための方策等も、この実施に当たっては地域の理解を求めるための段取りを十分踏まえながら、この提言書の活用をしていただきたいと思います。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わりにします。

第8 学校と地域の実情に応じた富士宮市コミュニティ・スクールに関する提言書について

(教育長)

次に、「日程第8、学校と地域の実情に応じた富士宮市コミュニティ・スクールに関する提言書について」を事務局から説明をお願いします。

(学校教育課)

それでは、学校と地域の実情に応じた富士宮市コミュニティ・スクールに関する提言書についてご説明いたします。

富士宮市コミュニティ・スクールのあり方検討委員会は、6月からこれまで5回の検討委員会が開催され、学校と地域の実情に応じた富士宮市コミュニティ・スクールに関する提言書が提出されましたので、御報告いたします。

提言書の中で、持続可能なコミュニティ・スクールの実現を目指してということで、3つの提言と、それを実現するための手だてがそれぞれ示されています。提言1は、社会総がかりで子どもを育てる体制をつくること。提言2は、地域とともにある魅力ある学校をつくること。提言3は、学

校を核とした魅力ある地域をつくることとなっております。

また、提言に添えてということで、富士宮市ならではのコミュニティ・スクールの実現のため、特に留意してほしい3つの視点が添えられています。詳細につきましてはお読み取りください。この提言書を受けまして、富士宮市学校運営協議会規則(案)がございまして、3月の定例教育委員会で御承認いただき、令和6年4月1日から施行をするため、準備を進めているところです。準備が整った学校から、学校運営協議会の設置ができますように準備を進めてまいります。

今後の見通しですけれども、3月18日の定例教育委員会におきまして、例規審査委員会を経ました学校運営協議会規則案について御審議いただき、その後、これまで3年にわたって学校運営協議会の先行実施を取り組んでまいりました東小学校への令和6年4月1日付けの設置についての御審議と、東小学校から申出のある委員の任命の承認につきまして御審議していただく予定であります。

なお、本日、リーフレット案を配付させていただきました。コミュニティ・スクールの意味や提言に示された学校運営協議会が目指すべき方向性を広く周知するために活用するものです。4月以降、学校等に配布する予定ですが、委員の皆様には事前に配付ができませんでしたので、お時間があるときに御覧いただきながら、また御意見をいただき、完成させていきたいと考えております。

学校教育課からは以上です。

(教育長)

以上で事務局からの説明は終わりましたが、この際御質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

提言を読ませていただきまして、皆様のご尽力があったということで、いい提言になっているのだろうと思います。

提言内容については、私たちの立場でどう解釈するかということはまた別ですが、十分この提言を理解した上で、具体的な施策を行うようにということを強く要望されていることと思います。

その中で、私たちが、今後、審議することになる規則や具体的な施策の中でまた話をしたいとは思いますが、以前から申しあげました校長の立場と学校運営協議会の立場が矛盾しないようにということを申しあげてまいりました。それについては、かなり整理をされてきたと考えられます。逆にいうと、今回の規則案ですと、校長先生が学校運営協議会に参加することができなくなることはないのだろうと思いますが、どういう立場で校長先生が参加できるのかということをお示しいただきたいです。

具体的には、第8条第3項、委員の辞職などにより欠員が生じた場合は、教育委員会は対象学校の校長の申出により新たな委員を任命するとありますが、校長、教頭が協議会にどういう立場で参加しているかが明確でないと感じました。

それから、委員の解任に関して、第17条第2項で対象学校の校長は、直ちに教育委員会に報告しなければならないと、校長の役割がありますが、委員の辞職や解任について、校長の役割が唐突に出てくるのはいかがなものかと思えます。

それから、第18条で、この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるという条項が加わっています。この規則の中において、教育長の存在がここで初めて出てくるわけです。つまり、教育委員会の代表者たる教育長が別途定めるものということを行っていると思えますが、こ

の規則の中では、教育長が所管する教育委員会の役割として、様々なことが教育委員会に義務づけられていますが、この第 18 条だけその代表たる教育長が別途定めると書いてあるところに違和感があります。つまり、教育委員会の委任事務を教育長がやる立場なわけですから、このコミュニティ・スクールについても教育委員会が教育長に委任をしていることだと考えられます。そうだとすれば、これは教育委員会が別途定めるとしたらどうでしょうか。

#### (学校教育課)

校長が委員の中に入らないということで、この学校運営協議会の校長の役割をもう少し明確にしたほうがいいのかという御指摘かと思います。

事前に法規担当等と打合せをする中で、校長は第 4 条にございますとおり、学校の運営方針について、随時協議会に提案する中で御協議をいただいて、その承認を得て学校運営をしていく立場になります。そうしたことから、提案をするのが校長ですので、特に記載はありませんが、協議会の中心的な役割を果たす存在として、学校をどのように運営していくのかということ等を常に提言して、フィードバックいただく立場にあるということで捉えております。ただ、委員の任命等について、その辺りはまた法規担当と丁寧に調整して、改めてご提案したいと考えております。

あわせて、第 18 条の教育長のところですが、他市町では富士市や御殿場市、裾野市が教育長、三島市や函南町が教育委員会ということで、この条文については記載内容が分かれています。制度上、ここは教育委員会と改めたほうが筋は通るだろうと感じたところでございますので、ここにつきましては、教育委員会に改める方向で調整をしていきたいと思っております。

#### (教育委員)

提言 2 の手だての中で、幼保こども園と小中学校の連携について記されているのですが、委員名簿の中に、中学校の職員や幼保こども園の職員代表が入っていません。本当の意味でコミュニティ・スクールをつくっていくとすれば、私たちだけの立場では見えないものがそれぞれの立場できっとおありでしょうから、このメンバーの中に加えていただいて、そうでなければ子育て世代に長期的な支援をしていく温かい富士宮市にはなり得ないなと思いましたが、これからあり方検討委員会を再度見直す中で、今お伝えしたメンバーを参画させて、協議を詰めていくということは可能なのではないかなと思いましたが、まず、そういうお考えがあるかどうかということをお伺いしたいです。もう一点は、リーフレットについて、規則の内容がリーフレットの中に絵や図として反映されているかどうか見ていたのですが、学校評議員の立場はどこにあるのだろうと思いましたが、

それから、地域コーディネーターというのは、地域学校協働本部事業の代表になるわけですが、やはり地域コーディネーターや学校運営協議会と校長、その 3 者の関係がこの規則を本当に反映しているのだろうかというのが分かりませんでした。私に分らないと、きっと皆はもっと分からないだろうと思っています。地域の方々はもうずっと昔から学校を応援してくださって、一生懸命お手伝いしてくださる方々ばかりですので、協議会、そして、この規則がリーフレットに反映されているかどうかをいま一度もう少し詰めていく必要があるのかなと思いましたが、基本的に子育て世代の方が登下校の見守りをするというのは古くからやってきたのですが、朝の忙しい中で、見守りをするのはとても保護者としては大変だと思っています。そういった保護者と子どもを応援する地域の私たちがサポートをするような、そういう関わりができて、それが伝わるような絵や図になるともっといいのかなと思います。それが、詳細にリーフレットに書かれていますが、なかなか字

を読まなくなっているのでは、ぱっと見て分かるようなものになってくるとよいです。

#### (学校教育課)

まず、コミュニティ・スクールのあり方検討委員会のメンバーについてです。今年度は先行して実施している東小学校のコミュニティ・スクールのメンバーを中心に御協議いただいております。次年度以降は、委員の御指摘があったように、子育て世代や中学校の教員であるとか、芝富小と芝川中は2校で一つのコミュニティ・スクールをつくろうということで、今年度研究していただいたのですが、そこには中学校の校長も入っておりますので、少し範囲を広げて、本来の意味のコミュニティ・スクール、地域で学校を支えていく、また地域をつくっていくという本来の目的のコミュニティ・スクールに近づけるようなメンバーを選びたいと考えております。委員の任期は1年になっておりますので、新たなメンバーで検討する中でよりよいものをつくっていきます。東小学校は、来年度から取組を始めたいと思っておりますが、その取組の様子も踏まえて検討いただいて、よりよいものが市内に広がっていく形が取れるよう、体制を整えていきたいと思っております。

あわせて、リーフレットにつきましては、コミュニティ・スクールの内容を知っている担当が作っているものですから、なかなか一般の方が見てすっと伝わってこないのではないかという課題があります。全く内容を知らない職員に見ていただいたりと、工夫をしながらやっているのですが、なかなかそこまでたどり着いていないと感じております。御指摘のとおり、市民の方も見て、コミュニティ・スクールとはこういうもので、私はこういったことに協力ができるなんていうふうに思っていたらよいよう、リーフレットの作成に工夫を凝らしてまいります。また御指導いただければと思います。

#### (教育委員)

現在、コミュニティ・スクールに取り組んでいる学校で、特に、保護者の方や関わっている地域の方にどのような情報の伝え方をされているのか、教えていただけますでしょうか。

#### (学校教育課)

今年度、東小学校が中心になって取り組んでいただいております。東小学校では、毎月の学校だよりがあるのですが、その中でコミュニティ・スクール、地域学校協働本部でどのような話合いをして、どのような活動をしているのかをコラムのような形で広報していると伺っております。

あわせて、今年度、挨拶運動を軸にコミュニティ・スクール活動をしているのですが、その辺りもPTA新聞の中でも取り上げていただいて、広報している様子を伺っています。

#### (教育委員)

保護者の方に理解を求めるところが難しいのではないのかなと思いますので、分かりやすくたくさん発信していただきたいと思っております。

#### (教育委員)

はじめに、提言についてどう解釈するかはまた別の問題だという話をしたのですが、提言1の手だてにもありますように、地域の教育課題の共有化と書いてありますが、地域の教育課題とは何でしょうか。学校の経営方針については、学校がランドデザインをオープンにしておりますので、

そのことだということは分かっています。しかし、地域の教育課題は各地域によって違うだろうし、具体的には何なのかが分かりません。

それで言うと、東小学校の具体的な地域教育課題というのはこういうもので、それはこういうふうに進んできましたとか、あるいは、学校評議員の方たちはどのような位置づけなのでしょう。そういったような具体的な事例があり、それから提言があり、それで規則がある。そういう中で、毎年見直して、それで実情に合ったものにしていくというような努力がこれから求められると思います。

#### (学校教育課)

提言を受けて、この規則ができるような流れですので、委員御指摘のとおり、具体的にどういふふうに進めていくのかということについては、手引きのようなものが必要になってきますし、その中に具体的に東小学校の取組をフィードバックして、もう少し具体的なものを盛り込み、学校側もそれを見て取り組んでいけるような、また、地域の方が見てもこのように取組をしていけばいいのだなと分かるような手引きになるように作業を始めているところですので、また完成した段階で皆さんの御意見をいただきたいと思います。

#### (教育長)

委員は、現在の小学校と幼保、それから小学校と中学校の連携、接続の仕方というのは、今御存じの中で話をしていますか、それともそこは理解されていませんか。

#### (教育委員)

分かりません。

#### (教育長)

それでは、現在、どのように連携しているのか、学校教育課から説明できますか。

#### (学校教育課)

まず一つは、保護者の方とつながるといふことで、これは翌年、入学をする園児たちに関して、保護者の方に小学校の入学説明会の折にわくわくシートというものを配りまして、こどもの特性であるとか、学校の集団の中で気になるようなこと、また事前に相談したいことがある場合にはお知らせくださいといふことで、学校に提出をしていただいております。その中で、新学期が始まる前にお話がしたいという場合には、直接学校から保護者の方に連絡をいたしまして、面接をして、小学校への受入れがスムーズにいふような接続をしております。

あわせて、入学に関しましては、子ども未来課にお願いして取り組んでいることですが、園児たちの様子をお知らせいただくような書類がございます。それを園から学校にいただき、来年の1年生を受け持つ予定になっている職員が保育園や幼稚園を訪問しまして、こどもたちの状況を伺ったり、こどもの様子を見させていただいたりしていくような連携もございます。

あわせて、特別支援関係ですけれども、特別支援のコーディネーターと幼稚園の先生も含めて、合同で発達障害のあるこどもたちの、まさに切れ目のない支援を図っていくために研修会を行っております。入学してからも、園の先生方に来ていただき、1年生になったこどもたちの様子を見て

いただいて、市へのアドバイスをいただくような取組をさせていただいています。

(教育委員)

令和6年度には、各学校にコミュニティ・スクールを設置する予定とありましたが、拙速にならないよう、ゆっくり腰を落ち着けてトライアルをしながら進めていくよう、ぜひお願いしたいです。そう申しますのは、今の義務教育の範囲以外の教育体制との接続を考えると、先生方の仕事が増え、校長を目指す人がいなくなってしまうかもしれない。そのほうが心配になりますので、そこは徐々に緩やかに進めていただきたいと思います。

(教育委員)

今までの学校評議員からコミュニティ・スクールへの移行という形になるわけですがけれども、その中で各地域におけるコミュニティ・スクールと学校評議員の考え方のずれみたいなものもあると思います。この点についても、どのように対応していくのでしょうか。それから、学校のあり方と連動して、どのようにコミュニティ・スクールを進めていくのか教えてください。

(学校教育課)

学校評議員との関係についてですがけれども、コミュニティ・スクールと学校評議員はそれぞれ違う法律に基づいてつくられているものです。ただ、文科省としましては、学校評議員制度をコミュニティ・スクールの中に組み込んでいくような方向で考えているというような回答もございます。一度にこれを進めていくと学校等も混乱しますので、学校評議員とコミュニティ・スクール、地域学校協働本部といろいろな組織が学校を支えてくださっていますので、それぞれの組織がどのように関わっていくのがコミュニティ・スクールとしてベストなのか。そこが富士宮ならではの言い方につながるところだと考えております。この点については、リーフレットや提言の中でははっきり見えてこないところですので、運営に関する手引きのようなものの中で具体的に示して、上手く連携させていくことが富士宮ならではのコミュニティ・スクールにつながるのではないかなと思っております。

あわせて、学校のあり方との連携について、まだ学校の数が一気に変わるということはないと思います。これから具体的な話を各地域でする中で、地域の考え等も含めながら富士宮の学校のあり方が考えられていくと思います。並行して今ある学校の中でのコミュニティ・スクール化を図っていくような形で、それぞれの学校が地域に支えられている現状があります。それをしっかりとコミュニティ・スクールという形で、もう一度整理し直すということを考えていますので、学校のあり方と連動して形が変わっていくというようなことは現時点では考えていません。それぞれの学校でコミュニティ・スクールを立ち上げていくという方向で取り組んでまいります。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わりにします。

それでは、これをもちまして2月定例会を閉会します。お疲れさまでした。